平成２６年（フ）第５２号
石川県加賀市大聖寺南町ニ３番地１　梅田ハイツＢ号室
債務者　鍛治　秀一
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１３８号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番２―202号
債務者　大竹　淳一
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
広島県呉市西惣付町20番４号
債務者　森　　雅彦
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第８２号
広島県竹原市中央２丁目18番14号
債務者　寺尾　英司
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第８３号
広島県呉市本通１丁目５番22―301号
債務者　エレトピアカナヤ大窪店こと　大窪　英行
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第５０号
富山市金代349番地　ＰＬＡＺＡ金代114号
債務者　清水　厚男
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４５号
千葉県柏市あかね町28番10号　ヴェルハウスＢ―102号
債務者　三浦ゆかり
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２３４号
千葉県松戸市常盤平７丁目２番地　常盤平公団住宅２街区５棟401号
債務者　神作　美久（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２５８号
千葉県柏市布施979番地１　イーグルハイツＡ―102号
債務者　小野　悦子（旧姓元近）
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２６８号
千葉県松戸市稔台３丁目39番地の１　コーポラスクレストＣ―101号
債務者　武石　　弘
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１４６号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷147番地の４
債務者　知念　正男
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２０５号
神戸市兵庫区荒田町３丁目39番12号　荒三マンション201号室
債務者　本田　香織
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７２号
神戸市東灘区住吉山手４丁目13番15号　ビバリーヒルⅡ―７号
債務者　ＷＯＲＬＤ　ＧＯＯＤＳこと　山住　研次
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５０号
神戸市垂水区城が山５丁目８番３号
債務者　近藤　俊介
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６７号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番401―506号
債務者　今田　寿和
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４号
山口市阿東地福上1860番地１
債務者　中村　里子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６２号
山口市葵２丁目６番33号　葵アパート９号、前住所山口市松美町２番48号
債務者　橋本令津子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係